

広島自転車読本

中学生・高校生のための
自転車ルールブック
BICYCLE SAFETY RULES

HIROSHIMA

自転車の
正しい
ルールを
学ぼう！



 広島市
The City of Hiroshima



目次 CONTENTS

- はじめに ————— P. 1
- 1 自転車で車道を通行するときは? ————— P. 2
- 2 自転車で歩道を通行するときは? ————— P. 4
- 3 信号機がある交差点を通行するときは? — P. 6
- 4 信号機がない交差点を通行するときは? — P. 8
- 5 夜間に運転するときは? ————— P. 9
- 6 ヘルメットを着用しよう ————— P. 9
- 7 違反をすると、どうなる? ————— P.10
- 8 交通安全クイズ ————— P.14
(参考) スマホやタブレットで学んでみよう!
- 9 迷惑駐輪や放置は絶対にやめましょう — P.16
- 10 自転車の保険に加入しましょう ————— P.17

はじめに

自転車は、移動手段として毎日の生活でとても身近で便利な乗り物です。

一方で、自転車に関連する交通事故も多く発生しており、その原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあります。

このため、道路交通法が改正され、令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に「**交通反則通告制度（青切符）**」が導入されました。

この教本で、自転車は「車両」であることを再認識していただくとともに、自転車の交通ルールや青切符についてイラストを使いながら紹介します。

＼ 自転車は車両の仲間です！ ／

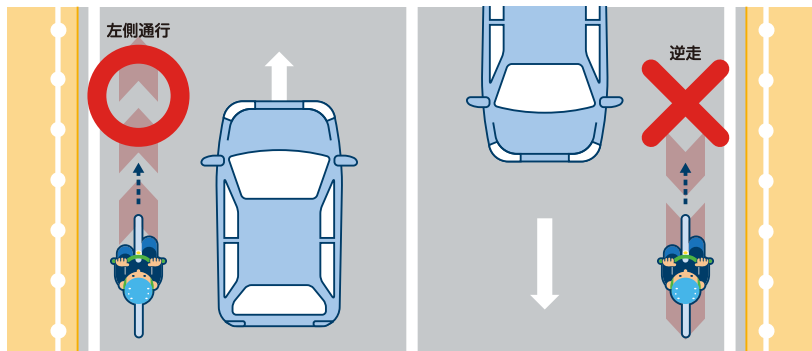
車 両



1 自転車で車道を通るときは？

自転車が車道を通る時のルール

自転車走行は、車道が原則です！



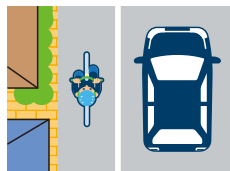
車道の右側を通行することは、“逆走”となり法令違反となります。



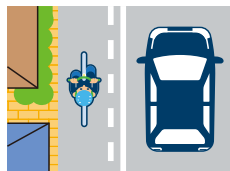
自転車が通れる路側帯

実線が1本の路側帯

実線と破線の路側帯



路側帯



駐停車禁止路側帯



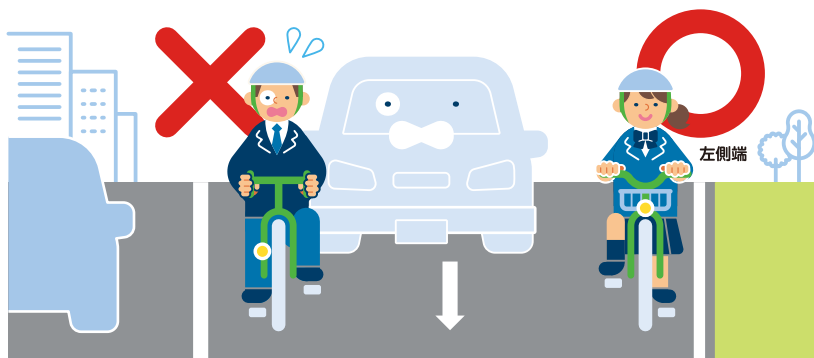
自転車が通れない路側帯

実線が2本の路側帯

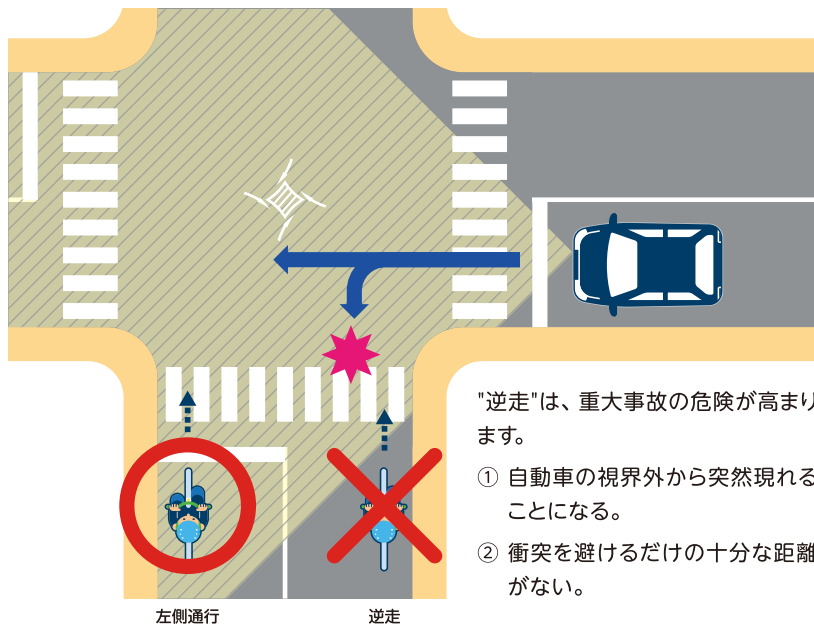


歩行者専用路側帯

道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。(歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行してください。)



自転車は、車道の左側端を通行することが法令で義務付けられています。



2 自転車歩道通行するときには？

自転車が歩道を通行できる場合

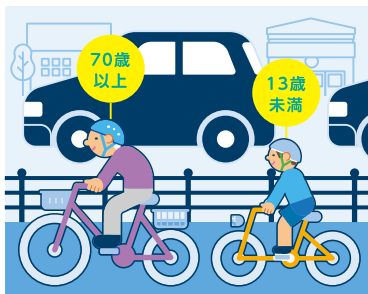
歩道は
車道寄りを
ゆっくり

自転車走行は、車道が原則、歩道は例外です！

普通自転車歩道通行可の
標識・標示がある場合



13歳未満・70歳以上の人、
身体の不自由な人が運転する場合



歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合

路上駐車が多い場合



道路工事をしている場合



など

自転車が歩道を通行する時のルール

① 歩行者が絶対優先!!

歩道は、歩行者のための道路です。
歩行者の通行の妨げになる場合は、
一時停止しなければなりません。



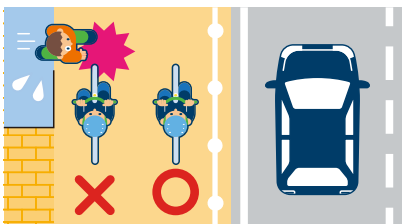
② すぐに停止することができる速度で通行(徐行)すること。

スピードが出ていると、危ないと思っ
てもすぐに停止することができない
ため、歩行者に配慮して、徐行する必
要があります。



③ 歩道の車道寄りの部分 又は指定された部分を 通行すること。

自転車が建物の近くを通行している
と、店舗や住宅から出てくる歩行者と
衝突する危険性が高まります。



3 信号機がある交差点を通行するときは？

どの信号に従えばよいの？

① 車道通行時

車両用信号に従い走行します。
停止時は、停止線で停止します。



② 車道通行時の例外

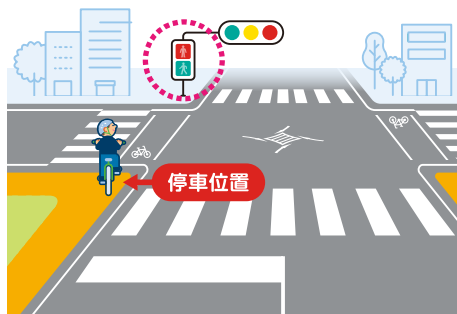
(歩行者・自転車専用信号がある場合)

歩行者・自転車専用信号に従い走行します。
停止時は、停止線で停止します。



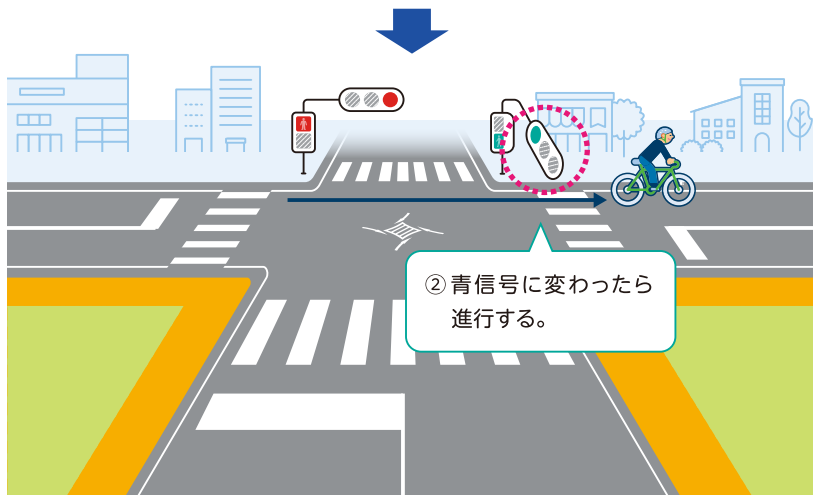
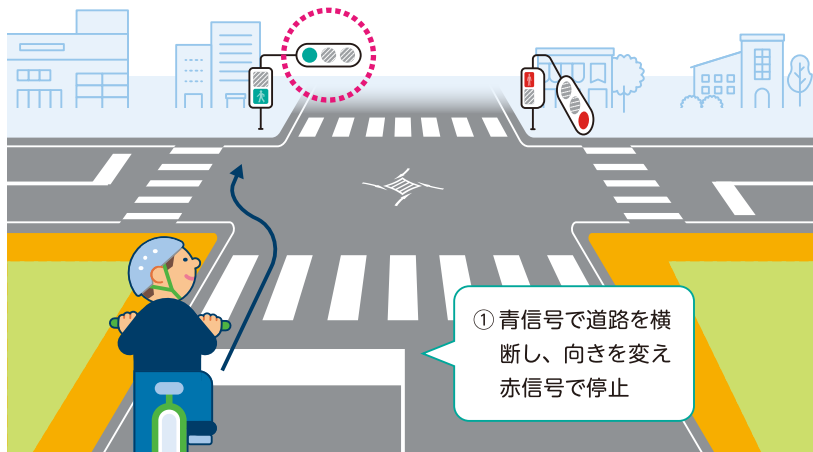
③ 歩道を通行している場合

歩行者用信号に従い走行します。
停止時は、横断歩道手前(自転車横断帯がある場合はその手前)で停止します。



右折する時はどうすればよいの？

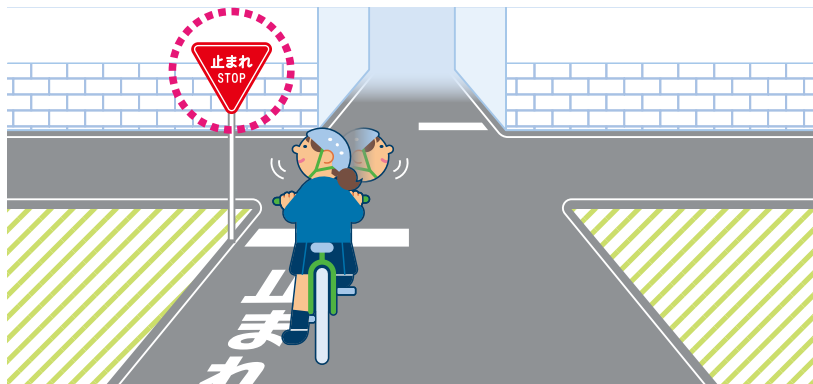
自転車は、右折するときは二段階右折をしなければなりません。



4 信号機がない交差点を通行するときは？

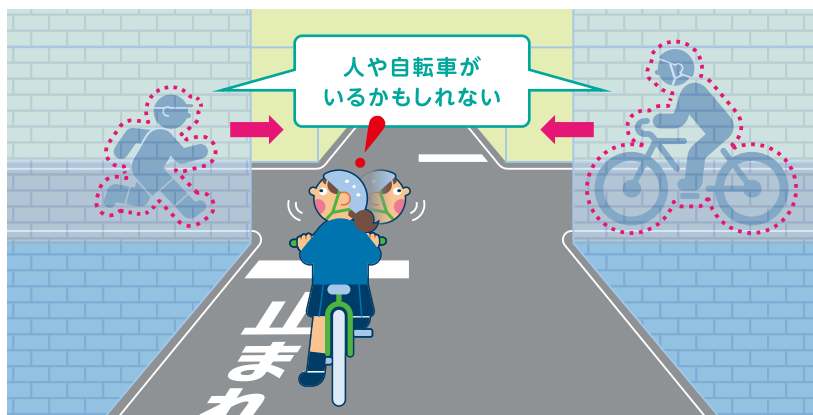
① 一時停止の標識がある交差点

必ず停止線手前で一時停止し、安全確認を行わなければなりません。



② 見通しの悪い交差点

徐行し、左右の安全確認を行きましょう。



5 夜間に運転するときは？



「夜間無灯火」運転の禁止

前方の安全を確認するためや、自分の存在を相手（対向車や歩行者）に知らせるために、夜間はライトを点灯しなければなりません。

また、尾灯（反射材）も確認しましょう。

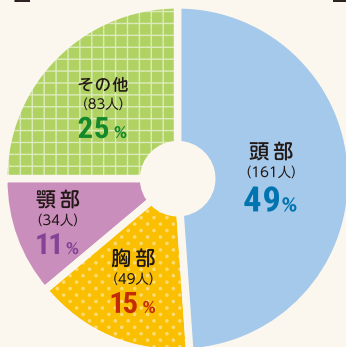


6 ヘルメットを着用しよう

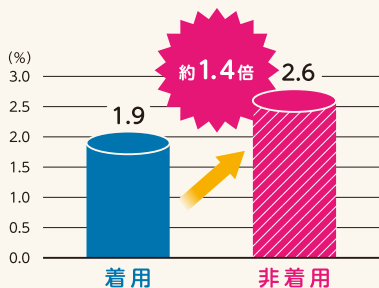
自転車事故で亡くなられた方の多くが「頭部」に致命傷を負っています。

ヘルメットを着用することで、頭部損傷が原因で死亡するリスクが低減します。

人身損傷主部位別の
自転車乗用中死者数（令和6年）



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」
のヘルメット着用状況別致死率比較
（令和2年～令和6年合計）



※ 警察庁 HP より

7 違反をすると、どうなる？ ①

交通反則通告制度(青切符)ってなに？

道路交通法違反のうち、ながらスマホや並走、信号無視などの警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、**違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度**です。

飲酒運転やあおり運転などの悪質な違反は、従来どおり、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)での対応となります。

なお、青切符は、**16歳以上の者を対象**としており、16歳未満の者による違反については、原則として、指導警告を行います。



反則金を支払わないとどうなるの？

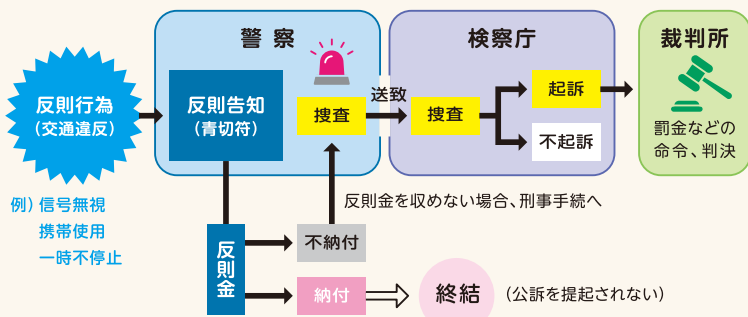
検挙されると、定額の反則金の納付書が交付されます。

反則金を納付したときは、刑事手続に移行することなく、反則行為に係る事件については起訴されません。

反則金を納付しない場合、刑事手続により処理されることとなり、最終的に起訴され、有罪となれば、前科がつくこともあります。



《 交通反則通告制度と刑事手続の流れ 》



7 違反をすると、どうなる？ ②

どんな時に青切符が交付されるの？

青切符の対象となる主な行為と **反則金額**

<p>携帯電話使用等(ながらスマホ)</p>  <p>12,000 円</p>	<p>並走</p>  <p>3,000 円</p>	
<p>逆走</p>  <p>6,000 円</p>	<p>歩行者妨害</p> <p>※ 歩道徐行等義務違反</p>  <p>3,000 円</p>	<p>横断歩行者妨害</p>  <p>6,000 円</p>

以下のような反則行為をした場合、青切符が交付される場合があります。

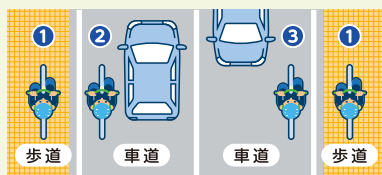
二人乗り	イヤホン等の使用	傘差し運転
	<p>※ 周囲の音が聞こえない</p> 	
3,000 円	5,000 円	5,000 円
信号無視	一時不停止	無灯火
		
6,000 円	5,000 円	5,000 円

8 交通安全クイズ

次の問題で正しいと思う番号を○で囲みましょう。

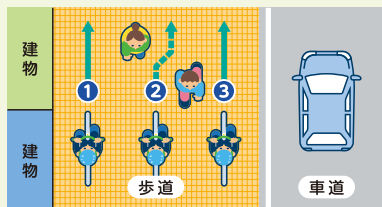
(1) 自転車は、原則どこを通行するのでしょうか。

- ① 歩道
- ② 車道の左側
- ③ 車道の右側



(2) 自転車で歩道を通行する場合、どこを通行するのでしょうか。

- ① 歩道の中央から建物寄り
- ② 歩行者の間
- ③ 歩道の中央から車道寄り



(3) 多くの歩行者がいる歩道では、自転車はどのように通行するのでしょうか。

- ① 自転車のベルを鳴らして歩行者によけてもらう
- ② 自転車から降りて押して歩く
- ③ 自転車に乗ったまま歩行者の横や間を通る

(4) 車道通行している時は、車両用・歩行者用のどちらの信号に従うのでしょうか。

- ① 歩行者用信号
- ② どちらの信号でもよい
- ③ 車両用信号



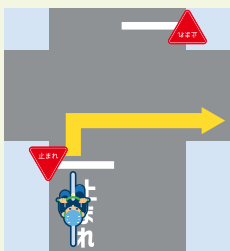
(5) 自転車乗用中に右の標識がある場所では、
どうするのでしょうか。

- ① 必ず止まって安全確認をしなければならない
- ② 自動車の標識だから、自転車には関係ない
- ③ 安全を確かめれば止まらず通行してよい

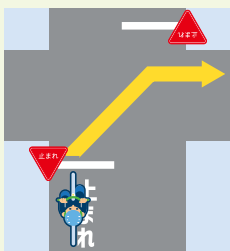


(6) 信号機のない交差点で右折する場合、
前後左右の安全を確認した後、どう右折するのでしょうか。

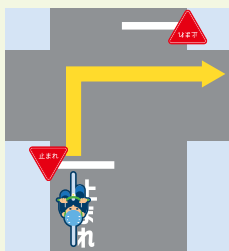
①



②



③



(7) 交通反則通告制度(青切符)で反則金を支払わないと、
どうなるのでしょうか。

- ① 刑事手続に移行し、取調べや裁判を受ける場合がある
- ② 青切符が無効になる
- ③ 口頭注意されて終わる

参考 スマホやタブレットで学んでみよう！

東京都自転車
安全学習アプリ
「輪トレ(りんとれ)」
(東京都)



iOS



Android

自転車ポータルサイト
免許はなくてもドライバー
ルールを守って責任ある運転を!
(警察庁)



9 迷惑駐輪や放置は絶対にやめましょう

歩行者の通行の妨げになる！

- ★ 特に、高齢者や体の不自由な人の安全通行を脅かします。
- ★ 歩道にあふれた自転車を避けて車道に出た歩行者が車と接触するなど、交通事故の要因にもなります。



他車の円滑な交通を妨害する！

- ★ 路線バスの乗降を妨げたり、渋滞を引き起こしたりします。



災害時の避難や緊急車両の活動を阻害する！

- ★ 一刻を争う状況では、路上に無造作に置かれた自転車が大きな障害となります。



自転車を停めるときは…

- ★ 駐輪場を利用するなど、必ず決められた場所に停めましょう。
- ★ 盗難防止のため、カギは2つかけましょう。
- ★ 盗難に備え、防犯登録をしておきましょう。

※ 各都道府県の自転車防犯登録協会等が指定する自転車販売店で登録できます。



14～15ページ

交通安全クイズの答え

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
②	③	②	③	①	③	①

10 自転車の保険に加入しましょう



自転車保険への加入は **広島県の条例で義務化** されています。

過去に、小学生が夜間に自転車で帰宅中、歩行者の女性と正面衝突し、女性が頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった事故で、**約9,500万円**の損害賠償が命じられました。

万が一の事故に備えて**必ず加入**しましょう！

チェックシートで確認してみましょう！

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険等）に加入していますか？

※ 点検整備した自転車に貼られる「ITS マーク」も該当します。

はい

わからない

いいえ

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（PTA保険等）のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償保険等に相当する補償が基本補償または、特約※としてついていますか？

※ 特約の名称は「日常生活賠償特約」など保険会社によって異なります。

はい

わからない

いいえ

いいえ

OK

すでに、自転車損害保険等に加入されています。

要確認

加入している保険会社に補償内容を確認してください。補償がない場合は加入が必要です。

要加入

自転車損害賠償保険等に加入が必要です。

《 自転車安全利用五則 》

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

右側通行（逆走）をすると
車と正面衝突する危険がある…



以下の場合、歩道を通ることができます。

- ★「通行可」の標識・標示がある場合
- ★13歳未満・70歳以上の人、身体の不自由な人が運転する場合
- ★車道通行が危険な場合

車道寄りを徐行し、
歩行者のじやまに
なりそうときは
一時停止



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認



3 夜間は ライトを点灯

無灯火は、
車のドライバーや
歩行者から見えにくい



4 飲酒運転は 禁止



5 ヘルメットを 着用

自分のサイズに合った
適正なヘルメットを
正しくかぶろう



- 登録番号 広 D6-2025-653
- 名称 《広島自転車読本》中学生・高校生のための自転車ルールブック
- 編集・発行 広島市道路交通局自転車都市づくり推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL.082-504-2349(直通)
- 発行年月日 令和8年3月